

明石市農業基本計画策定委員会設置要綱（改定）

（設置）

第1条 あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画をいう。）の農業分野の個別計画である明石市農業基本計画（以下「計画」という。）の策定等に関し、明石市における農業の現状及び課題を明らかにし、今後の農業振興のあり方についての検討を行うため、明石市農業基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、計画の素案を作成し、市長に報告するものとする。

- （1） 明石市における農業の現状分析と課題の抽出に関すること。
- （2） 明石市における農業の進むべき基本方向に関すること。
- （3） 明石市における今後の農業振興施策に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、計画に盛り込むべき内容に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長1名及び委員13名以内をもって組織する。

2 委員長は有識者のうちから、副委員長及び委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 農業協同組合の代表者
- （2） 農業に携わる者
- （3） 流通業に携わる者
- （4） 公募による市民
- （5） 兵庫県職員
- （6） その他市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

（委員長の職務等）

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、環境産業局産業振興室農業振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (平成23年5月27日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和6年6月1日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。